

承認第4号

専決処分事項の承認について

橋本市税条例等の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成30年4月25日 提出

橋本市長 平木 哲朗

専決処分について

橋本市税条例等の一部を改正する条例について、急施を要するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり市長において専決処分する。

平成 30 年 3 月 31 日 専決

橋本市長 平木 哲朗

橋本市税条例等の一部を改正する条例

(橋本市税条例の一部改正)

第1条 橋本市税条例(平成18年橋本市条例第70号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第20条 前条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第52条第1項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項及び第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。</p> <p>(1)～(5) 略</p>	<p>(年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第20条 第20条 前条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、第52条第1項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項及び第140条第2項の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>(市民税の納税義務者等)</p> <p>第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。</p> <p>(1)～(5) 略</p>
<p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものと含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税による所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p>	<p>2 略</p> <p>3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものと含む。第31条第2項の表の第1号において「人格のない社団等」という。)又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあっては、第53条の2の規定により課する所得割(以下「分離課税による所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1) 略</p>

		(2) 障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫(これらの者の前年の合計所得金額が 135万円を超える場合を除く。)
2	法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。	(均等割の税率)
	第31条 略	第31条 略
2	第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。	第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。
	略	略
3・4	略	3・4 略 (所得控除)
	第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛け金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。	第34条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第12項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛け金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、所得割の納税義務者については、同条第2項、第7項及び第12項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。
	(調整控除)	(調整控除)
第34条の6 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者について、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。	第34条の6 所得割の納税義務者については、その者の第34条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。	
(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額	(1) 当該納税義務者の第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この条において「合計課税所得金額」という。)が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額	
ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げ	ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げ	

当該納稅義務者の合計課税所得金額が 200 万円を超える場合 アに掲げ
る者に該当する場合には、当該納稅義務者に係る同表の下欄に掲げる金
額を合算した金額を加算した金額

る者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

四

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が 200 万円を超える場合
ア 5 万円に、当該納税義務者が法第 314 条の 6 第 1 号イの表の上欄に掲げ
る者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金
額を合算した金額を加算した金額

略

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が 200 万円を超える場合
ア 5 万円に、当該納税義務者が法第 314 条の 6 第 1 号イの表の上欄に掲げ
る者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金
額を合算した金額を加算した金額

略

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が 200 万円を超える場合
ア 5 万円に、当該納税義務者が法第 314 条の 6 第 1 号イの表の上欄に掲げ
る者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金
額を合算した金額を加算した金額

(市民税の申告)

市民税の申告

336 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 336 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第 2 条第 1 項第 33 号の 4 に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)若しくは法第 314 条の 2 に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて難別控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは難損失の金額の控除若しくは第 34 条の 7 の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けるようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。)及び第 24 条第 2 項に規定する者(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りで

前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施設の定める様式による。

前項の規定によつて申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条第2項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、市長の定める様式による。

前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が第2基準控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者(施行規則第2条第4項の表の上欄に掲げる者を除く。)が提出すべき申告書の様式は、施設の定めによる。

3 略	4 給与所得等以外の所得を有しなかつた者(第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を除く。)は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同條第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。	5 第1項ただし書に規定する者(第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。	6 市長は、市民税の賦課徵収について必要があると認めると認める場合には、第23条第1項第1号の者(うち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同條第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。	7 市長は、市民税の賦課徵収について必要があると認めると認める場合には、第23条第1項第2号の者に、3月15日までに、賦課期日現在に市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。	8 市長は、市民税の賦課徵収について必要があると認めると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から2月以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在地、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。)、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。
					(特別徴収義務者)
					第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額(同條第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に

係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(次条第1項において「年金保険者」という。)とする。

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

(年金所得に係る) 特別徴収税額等

第 47 条の 5 当該年度の初日の属する年の前年の 10 月 1 日からその翌年の 3 月 31 日までの間ににおける特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第 2 項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間ににおいて支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る均等徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等徴収税額を第 44 条第 1 項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額の 2 分の 1 に相当する額をいい。次条第 2 項において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の 9 月 30 日までの間ににおいて特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収する。

2

第 47 条の 3 及び前条の規定は、第 1 項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第 47 条の 3 中「(同条第 2 項)の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合における年金所得に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。(以下この節において同じ。)」とあるのは、「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収義務者」とあるのは、「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」と、「(特別徴収義務者」とあるのと異なるものとする。

第 47 条の 3 及び前条の規定は、第 1 項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第 47 条の 3 中「(同条第 2 項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収する場合によつて徴収する方法によつて徴収する場合において同じ。)」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る所得割額を特別徴収する。以下この節において同じ。)」とあるのは「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割特別徴収税額」と、同項中「の課税年度とする年の 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日」とあるのは「からその日の属する年の 9 月 30 日」と読み替えるものとする。

四

係する所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)の特別徴収義務者は、当該年度の初日ににおいて特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付(法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払をする者(以下この節において「年金保険者」という。)とする。

(年金所得に係る返特別徴収額等)

(法人の市民税の申告納付)

(法人の市民税の申告納付)

第 48 条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項の規定による申告書(第 10 項及び第 11 項において「納税申告書」という。)を、同条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項及び第 23 項の申告納付にあってはそれをこれらに適用する納期までに、同条第 22 項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 3 項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る申告書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人(以下この条において「内国法人」という。)が、租税特別措置法第 66 条の 7 第 4 項及び第 10 項又は第 68 条の 91 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 24 項及び令第 48 条の 12 の 2 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税額から控除する。

3 内国法人が、租税特別措置法第 66 条の 9 の 3 第 4 項及び第 10 項又は第 68 条の 93 の 3 第 4 項及び第 10 項の規定の適用を受ける場合には、法第 321 条の 8 第 25 項及び令第 48 条の 12 の 3 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税額から控除する。

4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第 321 条の 8 第 26 項及び令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を第 1 項の規定により申告納付すべき法人税額から控除する。

5 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。

6 略

第 48 条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第 321 条の 8 第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項の規定による申告書を、同条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 19 項及び第 23 項の申告納付にあってはそれをそれぞれこれらに適用する納期までに、同条第 22 項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第 1 項後段及び第 3 項の規定により提出があつたものとみなされる申告書に係る申告書により納付しなければならない。

2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外國法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第 321 条の 8 第 24 項及び令第 48 条の 13 に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税額から控除する。

3 法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書(同条第 21 項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第 1 項、第 2 項、第 4 項又は第 19 項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。第 7 項第 1 号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年 14.6 パーセント(申告書を提出した日(同条第 23 項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して施行規則第 22 号の 4 様式による納付書により納付しなければならない。

4 略

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたときは(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させるものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときには、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間^{詐偽}その他の不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) 略

8 略
9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるとこどろにより、同項の規定に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたときは(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させるものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときには、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間^{詐偽}その他の不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) 略

6 略
7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関係(同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)がある連結子法人(同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。)(連結申告法人(同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。)に限る。)については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額(法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。)の課税標準の算定期間(当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。)に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

8 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるとこどろにより、同項の規定に記載すべきものとされれている事項(次項において「申告書記載事

項」という。)を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第12項において「機構」という。)を経由して行う方法その他の規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に関する申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものとの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき等割額を納付する場合には、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3ペーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかるわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額があつた日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかるわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1

(法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によつて法人税に関する申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものとの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき等割額を納付する場合には、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3ペーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかるわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額があつた日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかるわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1

号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

4 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連続完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限る。)は、当該申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものとの連続所得(同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。)に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額及びこれと併せて納付すべき均等割額を課税標準として算定した法人税額を課税標準とする連結法人税額を課税標準として算定した法人税額を課税標準と併せて納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3ペーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があることを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(偽偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあっては、第1号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があった日(その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手

(特別徴収税額の納入の義務等)

第53条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手

当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の 10 日までに、施行規則第 5 号の 8 様式又は施行規則第 2 条第 4 項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

(固定資産税の納税義務者等)

第 54 条 略
2～6 略

7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他の施行規則第 10 条の 12 で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第 1 項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第 4 節 市たばこ税
(製造たばこの区分)

第 92 条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

- (1) 喫煙用の製造たばこ
ア 紙巻たばこ
イ 葉巻たばこ
ウ パイプたばこ
エ 刻みたばこ
オ 加熱式たばこ
(2) かみ用の製造たばこ
(3) かぎ用の製造たばこ
(市たばこ税の納税義務者等)
(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)
第 92 条の 2 略
(製造たばことみなす場合)

第 93 条 略

(市たばこ税の納税義務者等)
第 92 条 略
(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)
第 93 条 略

当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の 10 日までに、施行規則第 5 号の 8 様式又は施行規則第 2 条第 2 項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

(固定資産税の納税義務者等)

第 54 条 略
2～6 略

7 家屋の附帯設備(家屋のうち附帯設備に属する部分その他の施行規則第 10 条の 10 で定めるものを含む。)であつて、家屋の所有者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなつたもの(以下この項において「特定附帯設備」という。)については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第 1 項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第 4 節 市たばこ税

(市たばこ税の納税義務者等)
第 92 条 略
(卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合)
第 93 条 略

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸氣となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸氣となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸氣となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この筋の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第94条たばこ税の課税標準は、第92条の2第1項の壳渡し又は同条第2項の壳渡し若しくは消費等(以下この条及び第98条において「壳渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、その区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める重量をもつて紙巻たばこの1本に換算するものとする。

(たばこ税の課税標準)

第94条たばこ税の課税標準は、第92条第1項の壳渡し又は同条第2項の壳渡し若しくは消費等に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこの本数は、喫煙用の紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の左欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める重量をもつて喫煙用の紙巻たばこの1本に換算するものとする。この場合において、製造たばこ代用品の区分については、当該製造たばこ代用品の性状による。

区分	重量	区分	重量
1 喫煙用の製造たばこ ア 葉巻たばこ イ パイプたばこ ウ 刻みたばこ	1 グラム 1 グラム 2 グラム 略	1 喫煙用の製造たばこ ア パイプたばこ イ 葉巻たばこ ウ 刻みたばこ	1 グラム 1 グラム 2 グラム 略
3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号により掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。			
(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の1グラムを			

もつて紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。)の0.4グラムをもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の繰承等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時ににおける小売定価(たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

イ アに掲げるものの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和59年法律第72号)第10条第3項第2号口及び第4項の規定の例により算定した金額

3 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合には、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を第92条に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

4 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合には、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

5 前2項の計算に關し、第4項の製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

3 前項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を本数に換算する場合の計算は、第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同欄に掲げる製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を喫煙用紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

4 前項の計算に關し、製造たばこの品目ごとの1個当たりの重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

7	ある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの同号又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	（たばこ税の税率） 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>5,262円</u> とする。
8	前項の計算にし、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1錢未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。	（たばこ税の税率） 第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき <u>5,262円</u> とする。
9	第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。	（たばこ税の課税免除） 第96条 略
10	前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。	2 賦 （たばこ税の申告納付の手続） 第98条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間ににおける第1号に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けるたばこ税額、第96条第1項の規定により受けようとする製造たばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けるたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けるたばこ税額その他の必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告による申告書を市長に提出する。

様式による納付書によつて納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2~5 略

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合には、その年(以下の条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これららの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定に

し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第2項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

2~5 略

附 則

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)及び第140条第2項(第140条の7において準用する場合を含む。)に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これららの規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合には、その年(以下の条において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

2 当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

(納期限の延長に係る延滞金の特例)

第4条 当分の間、日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前までの期間(当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。)内(法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含む。)の規定に

の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5ペーセント以下に定められたる日以後に到來することとなる市民税に係る第52条の規定による延帶金にあつては、当該申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延帶金の年7.3ペーセントの割合は、これらを超える部分の割合を年0.25ペーセントの割合で除して得た数を年0.73ペーセントの割合に乘じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775ペーセントの割合を超える場合には、年12.775ペーセントの割合とする)。

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)
第 15 条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第 33 条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35 万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に 1 を加えた数を乗じて得た金額に 10 万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に 32 万円を加算した金額)以下である者に對しては、第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

略 2 の 10 条

法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例とする。

法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備につし
～6 略

より延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5ペーセント以下に定められる当該市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5ペーセントを超過して定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3ペーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3ペーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5ペーセントの割合を超える部分の割合を年0.25ペーセントの割合で除して得た数を年0.73ペーセントの割合を超えて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775ペーセントの割合を超える場合には、年12.775ペーセントの割合)とする。

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)
55条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者うち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

• 3 略
(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
5 10条の2 略
略
法附則第15条第2項第3号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
法附則第15条第2項第7号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

路
~7

の条例で定める割合は3分の2とする。

8 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

9 法附則第15条第32項第1号亦に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

10 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

11 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

12 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

13 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

14 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

15～17 略

18 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。

19 法附則第15条の8第2項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2 略

3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 略

4 法附則第15条の8第2項の賃家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を

8 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

9 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

10 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

11 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

12 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

13 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

14 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

15～17 略

18 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

19 法附則第15条の8第4項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 略

2 略

3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) 略

4 法附則第15条の8第4項の賃家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を

	記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の規定の登録を受けた旨を証する書類及び当該賃家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第1号口に規定する補助を受ける旨を証する書類を添付した申告書を市長に提出しなければならない。	(1)～(3) 略	5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとす る者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載 した申告書を市長に提出しなければならない。	5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとす る者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載 した申告書を市長に提出しなければならない。	(1)～(3) 略	5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとす る者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載 した申告書を市長に提出しなければならない。
5	法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとす る者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載 した申告書を市長に提出しなければならない。	(1) 略 (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15 項において準用する同条第8項に規定する從前の権利に對応する部分の床 面積	(1) 略 (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15 項において準用する同条第8項に規定する從前の権利に對応する部分の床 面積	(3) 略	6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を 受けようとす る者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を 証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準 を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	(1)～(6) 略
6	法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を 受けようとす る者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を 証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準 を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	(1)～(6) 略	7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等 居住改修専有部分について、これららの規定の適用を受けようとす る者は、同条 第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる 事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付し て市長に提出しなければならない。	(1)～(3) 略 (4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が 同項各号のいずれに該当するかの別	7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等 居住改修専有部分について、これららの規定の適用を受けようとす る者は、同条 第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる 事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付し て市長に提出しなければならない。	(1)～(3) 略 (4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が 同項各号のいずれに該当するかの別
7	法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等 居住改修専有部分について、これららの規定の適用を受けようとす る者は、同条 第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる 事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付し て市長に提出しなければならない。	(1)～(3) 略 (4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が 同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 略 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補 助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 略	7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等 居住改修専有部分について、これららの規定の適用を受けようとす る者は、同条 第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる 事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付し て市長に提出しなければならない。	(1)～(3) 略 (4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が 同項各号のいずれに該当するかの別 (5) 略 (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補 助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費 (7) 略	8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止	8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止

改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項目各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	(1)～(4) 略 (5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等	(6) 略	法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項目各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。	(1)～(6) 略	法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項目各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。	(1)～(4) 略 (5) 热损失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等	(6) 略	法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	(1)～(4) 略 (5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項目各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

- (6) 略
(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)
第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。
- (1)～(5) 略
- (6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第13条の場合には、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項)

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準どすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準どなるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において

震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

- (6) 略
(土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)
第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。
- (1)～(5) 略
- (6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項(附則第13条の場合にあっては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項)

(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準どすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認められる場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地であって、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第12条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準どなるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において

同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額)を当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかるわらず、当該固定資産税額とする。

3. 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき標準価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき標準価格とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかるわらず、当該固定資産税額とす

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受けた商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらに定める率を乗じて得た額)を当該商業地等等に係る当該年度分の固定資産税課税標準額とするべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等等据置

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る固定資産税額」という。)とする。

同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額)を当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税にについて法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税

額とする。
商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条の3までの規定の適用を受けて商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらとの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税額(以下「商業地等の固定資産税額」とした場合における固定資産税額)とする。

う。)とする。
商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る

平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第 13 条 農地に係る平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度分の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

略

(特別土地保有税の課税の特例)

第 15 条 附則第 12 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等(附則第 11 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成 30 年度から平成 32 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 137 条第 1 号及び第 140 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 137 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1

平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の額は、第 1 項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に 10 分の 7 を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれららの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

(農地に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の固定資産税の特例)

略

(特別土地保有税の課税の特例)

第 15 条 附則第 12 条第 1 項から第 5 項までの規定の適用がある宅地等(附則第 11 条第 2 号に掲げる宅地等をいうものとし、法第 349 条の 3、第 349 条の 3 の 2 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する平成 27 年度から平成 29 年度までの各年度分の特別土地保有税については、第 137 条第 1 号及び第 140 条の 5 中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第 12 条第 1 項から第 5 項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第 11 条の 5 第 1 項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成 18 年 1 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第 137 条第 2 号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第 11 条の 5 第 1

項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3~5 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等の譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。

3~5 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 略

2 略

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納稅義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の2まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで、第37条の9の4又は第37条の9の5の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等の譲渡に該当しないものとみなす。

第2条 橋本市税条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

(たばこ税の課税標準)		改正後	改正前
第94条 略	2 略	(たばこ税の課税標準)	第94条 略
2 略	3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	2 略	3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。
4~10 略	(1)~(3) 略	(1)~(3) 略	4~10 略
	附 則	附 則	

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2	略	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
2～15	略	16 法附則第15条第43項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
		16 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
		17 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。
		18 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は0とする。
		19 略

第3条 橋本市税条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前
(たばこ税の課税標準)		(たばこ税の課税標準)
第94条 略		第94条 略
2 略		2 略
3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数によるものとする。	3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じて計算した紙巻たばこの本数によるものとする。	
(1)・(2) 略		(1)・(2) 略
(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の継承等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額)を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法	(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本の金額に相当する金額(所得税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第7号)附則第48条第1項第2号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の継承等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律(平成10年法律第137号)第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額)を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。)をもつて紙巻たばこの0.5本に換算する方法	

ア・イ 略
4~10 略
(たばこ税の税率)
第 95 条 たばこ税の税率は、1,000 本につき 6,122 円とする。

ア・イ 略
4~10 略
(たばこ税の税率)
第 95 条 たばこ税の税率は、1,000 本につき 5,692 円とする。

第 4 条 橋本市税条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前	
(たばこ税の課税標準)		(たばこ税の課税標準)	
第 94 条 略	第 94 条 略	第 94 条 略	第 94 条 略
2 略	2 略	3 加熱式たばこに係る第 1 項の製造たばこの本数は、第 1 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.4 を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第 2 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.6 を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第 3 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.6 を乗じて計算した紙巻たばこの本数によるものとする。	3 加熱式たばこに係る第 1 項の製造たばこの本数は、第 1 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.4 を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第 2 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.6 を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第 3 号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に 0.6 を乗じて計算した紙巻たばこの本数によるものとする。
(1) (2) 略	(1) (2) 略	(1) (2) 略	(1) (2) 略
(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額(たばこ税法(昭和 59 年法律第 72 号)第 11 条第 1 項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の繰戻等に伴い必要な財源の確保に関する特別措置に関する法律(平成 10 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項に規定するたばこ特別税の税率、法第 74 条の 5 に規定するたばこ税の税率及び法第 468 条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ 1,000 で除して計算した金額の合計額)を 100 分の 60 で除して計算した金額をいう。第 8 項において同じ。)をもつて紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法	(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額(たばこ税法(昭和 59 年法律第 72 号)第 11 条第 1 項に規定するたばこ税の税率、一般会計における債務の繰戻等に伴い必要な財源の確保に関する特別措置に関する法律(平成 10 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項に規定するたばこ特別税の税率、法第 74 条の 5 に規定するたばこ税の税率及び法第 468 条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ 1,000 で除して計算した金額の合計額)を 100 分の 60 で除して計算した金額をいう。第 8 項において同じ。)をもつて紙巻たばこの 0.5 本に換算する方法		
ア 略	ア 略	イ アに掲げるものの以外の加熱式たばこ たばこ税法第 10 条第 3 項第 2 号ロ 及び法第 467 条第 4 項の規定の例により算定した金額	イ アに掲げるものの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和 59 年法律第 72 号)第 10 条第 3 項第 2 号ロ及び法第 467 条第 4 項の規定の例により算定した金額
4~10 略	4~10 略		

(たばこ税の税率)
第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,552円とする。

(たばこ税の税率)
第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,122円とする。

第5条 橋本市税条例の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後		改正前	
(製造たばことみなす場合)	(製造たばことみなす場合)	(製造たばことみなす場合)	(製造たばこの2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したも
第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したも	第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したも	第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したも	のを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばこことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。
(たばこ税の課税標準)	(たばこ税の課税標準)	(たばこ税の課税標準)	第94条 略
2 略	2 略	2 略	2 略
3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。
(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く)の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法	(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く)の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法	(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く)の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法	(1) 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く)の重量の1グラムをもつて紙巻たばこの1本に換算する方法
(2)・(3) 略	(2)・(3) 略	(2)・(3) 略	(2)・(3) 略
4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重	4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重	4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重	4 第2項の表の左欄に掲げる製造たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る製造たばこの品目ごとの1個当たりの重

5	第3項第1号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、壳渡し等に係る製造たばこの品目ごとの品目ごとの1個当たりの重量に当該製造たばこの区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	6 略	6 略
6	第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、壳渡し等に係る製造たばこの品目ごとの品目ごとの1個当たりの重量(同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。)に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	7 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、壳渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。	7 第3項第3号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、壳渡し等に係る金額に当該加熱式たばこの品目ごとの品目ごとの1個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
8	前項の計算に關し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第2号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1錢未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	8 前項の計算に關し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1錢未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	8 前項の計算に關し、加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの第3項第3号アに定める金額又は紙巻たばこの1本のたばこ税に相当する金額に1錢未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
9	9 略	9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数について同項の規定により計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。	9 第3項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数について同項の規定により計算した紙巻たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
10	10 略	10 略	10 略

(橋本市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 橋本市税条例の一部を改正する条例(平成27年橋本市条例第36号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

附 則 (市たばこ税に関する経過措置) 第6条 略	改正後	改正前

2 次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同
　　2 条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行わられる紙巻たばこ3級品に係る
　　市たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかるわらず、当該各号に定める
　　定める税率とする。

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925
　　円
(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355
　　円
(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき4,000
　　円

3 略

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同
　　2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に
　　規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級
　　品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(橋本市税条例第92条の2第1
　　項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売
　　業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成
　　27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により
　　定により製造たばここの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれら
　　の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ3級
　　品を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻た
　　ばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する
　　貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する
　　当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)
　　を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。こ
　　の場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙
　　巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円
　　とする。

5~12 略

13 平成31年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同
　　2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販
　　売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、こ
　　れらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこ3級
　　品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

次の各号に掲げる期間内に、地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同
　　2 条第2項に規定する売渡し若しくは消費等が行わられる紙巻たばこ3級品に係る
　　市たばこ税の税率は、新条例第95条の規定にかかるわらず、当該各号に定める
　　税率とする。

- (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925
　　円
(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355
　　円
(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000
　　円

3 略

4 平成28年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同
　　2項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に
　　規定する売渡しを除く。以下この条において同じ。)が行われた紙巻たばこ3級
　　品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(新条例第92条第1項に規定す
　　る卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。)又は小売販売業者がある
　　場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律
　　第9号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第52条第1項の規定により
　　製造たばここの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれら
　　の製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ3級
　　品(これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する
　　貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する
　　当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)
　　を同日に販売のため所持する場合における市たばこ税を課する。この場合に
　　おける市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ
　　3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5~12 略

13 平成31年4月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売渡し又は同
　　2項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販
　　売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、こ
　　れらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこ3級
　　品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれら者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これら者の者が卸売販売業者等である場合には市内の区域内に所在する貯蔵場所、これら者の者が小売販売業者である場合には市内の区域内に所在する当該紙巻たばこの貯蔵場所、これら者の者が直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

14 第5項から第8項までの規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第5項	前項 附則第20条第4項	第13項 附則第20条第14項において準用する同条第4項
第6項	平成28年5月2日 平成28年9月30日	平成31年10月31日 平成32年3月31日 略

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次の各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中橋本市税条例第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に1条を加える改正規定、同条例第93条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第94条から第96条まで及び第98条の改正規定並びに第6条並びに附則第5条までの規定 平成30年10月1日
- (2) 第1条中橋本市税条例第24条第2項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第36条の2第1項の改正規定並びに同条例附則第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項の規定 平成31年1月1日
- (3) 第2条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第4条の規定 平成31年4月1日

- (4) 第2条中橋本市税条例第94条第3項の改正規定 平成31年10月1日
- (5) 第1条中橋本市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第1項の改正規定並びに同条に3項を加える改正規定並びに次条
第4項の規定 平成32年4月1日
- (6) 第3条並びに附則第8条及び第9条の規定 平成32年10月1日
- (7) 第1条中橋本市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定(第2号に掲げる改正規定を除く。)並びに同条例
第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (8) 第4条並びに附則第10条及び第11条の規定 平成33年1月1日
- (9) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (10) 第1条中橋本市税条例附則第10条の2第13項を同条第17項とし、同項の次に1項を加える改正規定(同条第18項に係る部分
に限る。) 生産性向上特別措置法(平成30年法律第
号)の施行の日
- (市民税に関する経過措置)
- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の橋本市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人
の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 前条第7号に掲げる規定による改正後の橋本市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民
税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 第1条の規定による改正後の橋本市税条例(次項及び次条第1項において「新条例」という。)第52条第2項、第3項、第5項及び第
6項の規定は、平成29年1月1日以後に同条第1項又は第4項の申告書の提出期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適
用する。
- 4 新条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始す
る事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分
の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
(固定資産税に関する経過措置)
- 第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税については、なお従前の例による。
- 用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 3 号)。次条において「改正法」という。)第 1 条の規定による改正前の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号。以下この条において「旧法」という。)附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 32 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第 4 条 平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの期間(以下この条において「適用期間」という。)に改正法第 2 条の規定による改正前の地方税法附則第 15 条第 43 項に規定する中小事業者等(以下この条において「中小事業者等」という。)が取得(同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。)をした同項に規定する機械装置等(以下この条において「機械装置等」という。)(中小事業者等が、同項に規定するリース取引(以下この条において「リース取引」という。)に係る契約により機械装置等を引き渡して使用する事業を行う者が適用期間内に取得した同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第 5 条 別段の定めがあるものを除き、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第 6 条 平成 30 年 10 月 1 日前に地方税法第 465 条第 1 項に規定する売渡し又は同条第 2 項に規定する売渡し若しくは消費等(同法第 469 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する売渡しを除く。附則第 9 条第 1 項及び第 11 条第 1 項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(橋本市税条例等の一部を改正する条例(平成 27 年橋本市税条例第 36 号)附則第 6 条第 1 項に規定する紙巻たばこ 3 級品を除く。以下この項及び第 5 項において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する卸売販売業者等(附則第 1 条第 1 号に掲げる規定による改正後の橋本市税条例(第 4 項及び第 5 項において「30 年新条例」という。)第 92 条の 2 第 1 項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。)又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 9 条第 1 項及び第 11 条第 1 項において「所得税法等改正法」という。)附則第 51 条第 1 項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらが卸売販売業者等である場合には市の区域内に

所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該壳り渡したものとみなされる製造たばここの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000 本につき 430 円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年総務省令第 24 号。附則第 9 条第 2 項及び第 11 条第 2 項において「平成 30 年改正規則」という。)別記第 2 号様式による申告書を平成 30 年 10 月 31 日までに提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成 31 年 4 月 1 日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則(昭和 29 年總理府令第 23 号。以下「施行規則」という。)第 34 号の 2 の 5 様式による納付書によつて納付しなければならない。

4 第 1 項の規定により市たばこ税を課する場合には、前 3 項に規定するもののほか、30 年新条例第 19 条、第 98 条第 4 項及び第 5 項、第 100 条の 2 並びに第 101 条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる 30 年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 19 条	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項、	橋本市税条例等の一部を改正する条例(平成 30 年橋本市条例第 4 号。以下この条及び第 2 章第 4 節において「平成 30 年改正条例」という。)附則第 6 条第 3 項、
第 19 条第 2 号	第 98 条第 1 項若しくは第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 2 項
第 19 条第 3 号	第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 139 条第 1 項の申告書でその提出期限	平成 30 年第 3 項の納期限
第 98 条第 4 項	施行規則第 34 号の 2 様式又は第 34 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成 30 年総務省令第 24 号)別記第 2 様式
第 98 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 3 項
第 100 条の 2 第 1 項	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 2 項
第 101 条第 2 項	当該各項	同項
	第 98 条第 1 項又は第 2 項	平成 30 年改正条例附則第 6 条第 3 項

5 30 年新条例第 99 条の規定は、販売契約の解除その他の理由により市たばこ税を課された、又は課されたべきものの返還を受けた卸販売業者等について準用する。この場合において、当該卸販売業者等は、施行規則第 16 条の 2 の 5 又は第 16 条の 4 の規定により、これらの規定にて準用する。

規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他の参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこにより市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの中の申告書に添付しなければならない。

(手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置)

第7条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間ににおける前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

(市たばこ税に関する経過措置)

第8条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第9条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の橋本市税条例(以下この項及び次項において「32年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。

この場合において、次の表の左欄に掲げる32年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	橋本市税条例等の一部を改正する条例(平成30年第4号。以下この条及び第2章第4節における「平成30年改正条例」という。)附則第9条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第9条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第2項
当該各項	同項	同項
第101条第2項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第9条第3項

5 32年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこの中、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸販売業者等について準用する。この場合において、当該卸販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの中欄に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第10条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第8号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。
(手持品課税に係る市たばこ税)

第11条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこを同日に

これらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には市内の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によつて納付しなければならない。

- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の橋本市税条例(以下の項及び次項において「33年新条例」という。)第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	橋本市税条例等の一部を改正する条例(平成30年橋本市条例第4号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。)附則第11条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の申告書、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限	平成30年改正条例附則第11条第3項の納期限
第98条第4項	施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成30年総務省令第24号)別記第2様式
第98条第5項	第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項
第100条の2第1項	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第2項
第101条第2項	当該各項	同項
	第98条第1項又は第2項	平成30年改正条例附則第11条第3項

- 5 33年新条例第99条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課さるべきものの返還を受けた卸販売業者等について

て準用する。この場合において、当該卸売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他の参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。